特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その1）

区分　第1類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高いもの。
第2類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの。（オーラミン等：尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質。 特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質。特別有機溶剤等：有機則との関連があるもの。 管理第2類物質：それ以外の物質。）
第3類物質：大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質。 第3類物質等：特定化学設備に該当する物質。
特別管理物質：がん原性物質又はその疑いのある物質

| 法令 | | 区分 | | | | | | | | 労働安全衛生法 | | | | | 特定化学物質障害予防規則 | | | | | | | |

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その2）

| 法令 | 区分 | 労働安全衛生法 | 特定化学物質障害予防規則 | | |

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その3）

| 法令 | 区分 | 労働安全衛生法 | | | | | 特定化学物質障害予防規則 | | | | |